【学校いじめ防止基本方針】

重富中学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
自他を尊重し，夢と志をもち，未来を切り拓く生徒の育成

【家庭・地域との連携】
「学校評議員会や重富中学校校外生活指導連絡会」などを通して，情報交換などを行い，生徒の健全な育成を図る。（PTA生活指導部・学校評議員・民生委員等）

【いじめ対策委員会】（年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である）
・目的・役割
　いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成される，いじめ防止等の対策のための組織を置く。学校の取組が計画通りに進んでいるかのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をＰＤＣＡサイクルで行っていく
・組織構成
　（管理職，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家）

【関係機関等との連携】
様々な機会を通して，意見交換を行う。（市教育委員会・警察・医療機関・児童相談所・市役所・SSW，SC，姶良市あいぴあ等）

【教育活動の重点】
＜全教育活動において＞
・　子どもの安心・安全を最優先するとともに，善悪を正しく判断し，社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
・　基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り，健やかな心身を持つ子供の育成を図る。
・　基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ，これらを活用して課題を解決するための能力を育み，主体的に学習する態度を養う。
・　家庭や地域との連携を図り，特色ある教育活動を展開する。

＜生徒の主体的な活動＞
・　生徒会を中心とした自治活動の充実（生徒会目標を中心とした自主的な活動を推進させ，学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。）

・　人権標語等の募集・掲示（人権標語等を募集し，子ども自らいじめは絶対に許されないということを啓発していく。）

【いじめの防止】
1　教職員は
・　いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下，いじめは深刻な人権侵害だということを念頭に置き，「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯でいやしい行為」という確固たる意志を表明し，日々の指導にあたる。
・　心が通じ合うコミュニケーション能力を育み，子どもが主体的に活動できる，互いを認め合える授業づくりや集団づくりを行う。
・　多様性を認め，他者を尊重し，互いを理解しようと努め，人権を尊重できるような学習を全教育活動を通して行う。
・　情報モラル教育を推進し，子どものモラルの向上を図り，保護者への啓発にも努める。
2　生徒は
・　「学校は，誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識しいじめは絶対に許されないということを理解し，多様性を認め，自他を大切にする気持ちをもって過ごせるようにする。
3　保護者は
・　子どもがストレスに適切に対処できるように，日頃から子どもの様子をよく観察し，助言したり，温かく見守ったりする。また，いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し，問題があった時には学校と協力できるように速やかに連絡をとり，学校・地域ぐるみで子どもを育てていくという認識をもつ。

【いじめの早期発見】
1　教職員は
・　日頃から子どもとの信頼関係構築に努め，日々の健康観察・アンケート調査や教育相談を実施し，子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ちいじめの兆候を見逃さないようにして早期発見に努める。
・　予兆に気づいた場合には，早い段階での的確な関わりをもつ。被害（疑いも）生徒の安全確保を優先した対処を心がける。
2　生徒は
・　悩み等がある場合，一人で抱え込まず，相談することは恥ずかしいことではなく，誰かに相談するべきだということを理解し，先生や保護者にすぐに相談する
3　保護者は
・　日頃から子どもの様子を注意深く見守り，子どもの変化に気づく努力をする。更に，問題発見時はすぐに学校に相談し，学校・地域社会と連携して問題解決にあたる。

【いじめに対する措置】
1　教職員は
・　いじめを発見した場合，特定の教職員で抱え込まず，迅速に管理職に報告するとともに，いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し，被害にあった生徒を守り通す。
・　事実をよく把握した上で，被害・加害双方の子どもの心のケアを行い，再発防止に向けて的確な指導を行う。保護者とともに被害生徒の安全安心を回復するための支援と心のケア，加害生徒への成長支援も視野に入れた指導を進める。
・　重大ないじめ問題と認められる場合は，直ちに専門機関と連携して対応していく。
2　生徒は
・　いじめにあった子どもは，事情や心情の聴取を受け，その子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。
・　いじめた子どもは，被害者の傷つきを認識し，再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに，状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
・　いじめ問題に関係のある学級，そして学校全体では，事実を明らかにした上でそれぞれに応じた聴取や指導，心のケアを受ける。
3　保護者は
・　加害・被害双方の家庭は，事実を理解し，これからの子どもの指導・支援にあたる。加害生徒に対しては，被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すと共に学校と協力して成長支援という視点をもちながら加害生徒を指導する。
・　事実を確認し，必要に応じてPTA総会等を開き，今後同じことが起こらないように，これからの対応について話し合う。

【生徒指導体制】
・　生徒指導委員会
　（毎週一回，各学年生徒指導係により，各学年の事例と対策を話し合い，話し合った内容を全職員で共通理解し，実践していく。）
・　特別支援小委員会
　（毎週一回，各学年特別支援委員により，各学年の事例と対策を話し合い話し合った内容を全職員で共通理解し，実践していく。）
・　生徒指導上の緊急体制の確立と徹底を行う。
・　生徒指導主任を中心として縦横の連携をとり，迅速に事にあたる。

【相談体制】
・　子どもが相談しやすい環境作り（教育相談の実施，担任以外でも相談できる環境の整備）に努める。
・　職員研修の充実（年度当初教職員の意識の向上を図り，事例研修や問題点の共通理解，対応）
・　ＳＣ，ＳＳＷとの連携
・　啓発資料の活用
・　学校ﾈｯﾄﾊﾟﾄﾛｰﾙ事業検索結果の活用
・　普段の関わりに加えて，いじめを考える週間「学校生活アンケート」，学校楽しーと等の活用